

竹の子



10月

白井市立大山口小学校
令和8年9月30日発行
電話 491-8030
児童数 423名

日本の教育の良さ

テスト等で計測することができる能力を「認知能力」と言います。例えば、学力調査やIQテストによって数値化される能力がこれにあたります。一方、主体性、チャレンジ精神、協調性、誠実性、謙虚さなど、その程度を数値化できない能力を「非認知能力」と言います。最近、この非認知能力が大切であるという記事をよく目にします。

「勉強だけできても、何も役に立たない」「性格が悪い子は、成績が伸びない」

こうした言い伝えには疑問を抱きます。ただ、企業の新規採用者選考の際、コミュニケーション能力などの非認知能力が重視されていることから、やはり、こうした能力を育てることは大切なことだと考えられます。

最近読んだ本の中に「将来の収入を上げる3つの非認知能力」という項目があり、興味深い内容だったのでご紹介させていただきます。

非認知能力1【忍耐力】

忍耐力に欠けると、生涯収入が13%低くなることがわかっています。忍耐力がないと、学校での成績が悪く、(中略)大人になり、飲酒量が多くなり、肥満になり、貯蓄率が低くなることを示したエビデンスもあります。

非認知能力2【自制心】

自分の感情や行動をコントロールできる自制心も重要です。(中略)3～11歳の間に自制心が低かった人は、32歳時点での健康面や経済面、そして安定的な生活の面で不利になってしまいました。

非認知能力3【やり抜く力】

やり抜く力が強い人は、成績が良く、学歴が高く、仕事を継続し定着させていることがわかっています。

※出典(「科学的根拠で子育て 教育経済学の最前線」中室牧子 ダイヤモンド社)

古くから日本の学校教育は、掃除の時間があつたり集団行動を重んじたりと、学習面だけでなく非認知能力の様々な力をつけることも重視してきました。だからこそ、日本人は、規律があり、人を思いやることができ、勤勉であると外国の方から賞賛されるのではないのでしょうか。

本を読みながら、日本の良さを感じたひとときでした。



運動会に伴う振替休業日について

運動会の実施日によって、振替休業日は以下のように変わります。

10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)
実施	休み	祝日	振替休業日	通常日課
雨天順延 休み	実施	祝日	振替休業日	通常日課
雨天順延 休み	雨天順延 休み	祝日	実施 ※給食なしで下校	通常日課

愛校作業、ありがとうございました！

9月18日(金)に今年度2回目の愛校作業を行いました。

天候が心配されましたが、100名近くの保護者の方に御参加いただき、無事に行うことができました。グラウンドに根をはった大きな草が、見る見るうちになくなりグラウンドがきれいになりました！おかげさまで、運動会練習を気持ちよく行うことができます。ありがとうございました！



不安や悩みがあったら

【こころのポスト】

担任の先生に直接相談できないことも、手紙を書くことで伝えることができます。

【校内なやみごと相談員】

学校には、担任の先生だけでなく、色々な悩みごとの相談にのってくれる先生方がいます。

養護教諭 教頭 サポート

【スクールカウンセラー】

毎月2日程度、スクールカウンセラーも来校します。(相談時間10:05～15:55)

相談をご希望の方は、担任か教頭まで御連絡ください。

○10月の来校日 10月20日(火)

○11月の来校日 11月10日(火) 11月24日(火)

【外部の相談機関】

白井市教育相談室 047-492-2301

千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446



学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のために

文部科学省より教育委員会を通じて、保護者・地域住民の皆様への配付資料が届きました。このおたよりの最後に添付しますので、ご確認ください。

10月の行事予定

日	曜日	学校行事	見守り	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	木	放課後子ども教室	4の2	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
2	金		3の1	13:35	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
3	土								
4	日	なしマラソン							
5	月	大小チャレンジ(算) 運動会係打合せ ※1~4年5校時下校	3の2	14:25	14:25	14:25	14:25	15:15	15:15
6	火	大小チャレンジ(国)	2の1	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
7	水		2の2	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
8	木	放課後子ども教室	1の1	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
9	金	運動会前日準備 1~4年特別日課	1の2	13:20	13:20	13:20	13:20	14:25	14:25
10	土	運動会	6の1	11:55	11:55	11:55	11:55	12:15	12:15
11	日	運動会予備日							
12	月	祝日(スポーツの日)							
13	火	振替休業日							
14	水		6の2	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
15	木		6の3	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
16	金	4年プラネタリウム	5の1	13:35	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
17	土	※ふるさとまつり ※英幼稚園運動会							
18	日	※ふるさとまつり ※英幼稚園運動会予備日							
19	月	体カテスト週間 全校5時間14:25下校	5の2	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
20	火	3年校外学習 6年邦楽体験 SC来校日	4の1	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
21	水	なかよし活動④	4の2	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
22	木	幼保こ小連携事業	3の1	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
23	金	6年プラネタリウム	3の2	13:35	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
24	土	地区社協ふれあい食事会							
25	日								
26	月	クラブ活動	2の1	14:25	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15
27	火	4年校外学習	2の2	14:25	14:25	15:15	15:30	15:15	15:15
28	水	有価物回収	1の1	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
29	木	有価物回収	1の2	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
30	金	就学時健康診断 短縮日課 有価物回収	6の1	12:20	12:20	12:20	12:20	12:20	12:20
31	土								

※注1 下校時刻の予定は都合により変更になる場合があります。

※注2 下校予定時刻は、児童が学級で「さようなら」をする見込みの時刻です。

※注3 運動会は、天候により、開催日が延期になる可能性があります。

※注3 下校遅刻が普段と異なるところは青字になっています。

11月の行事予定

日	曜日	学校行事	見守り	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	日								
2	月	大小チャレンジ(算)	6の2	14:25	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15
3	火	文化の日							
4	水	市音楽発表会 大小チャレンジ(国)	6の3	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
5	木	大中学区小中交流会	5の1	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
6	金		5の2	13:35	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
7	土								
8	日								
9	月	委員会活動	4の1	14:25	14:25	14:25	14:25	15:15	15:15
10	火	SC来校日	4の2	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
11	水	なかよし活動	3の1	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
12	木		3の2	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
13	金		2の1	13:35	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
14	土								
15	日								
16	月	全校5時間14:25下校	2の2	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
17	火	5年自然教室	1の1	14:25	14:25	15:15	15:15	—	15:15
18	水	5年自然教室	1の2	14:25	14:25	15:15	15:15	13:45	15:15
19	木		6の1	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
20	金		6の2	13:35	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
21	土								
22	日								
23	月	勤労感謝の日							
24	火	SC来校日	6の3	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
25	水	音楽集会 学校運営協議会	5の1	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15	15:15
26	木	有価物回収	5の2	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
27	金	有価物回収	4の1	13:35	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25
28	土								
29	日								
30	月	有価物回収 クラブ活動 大小チャレンジ(算)	4の2	14:25	14:25	14:25	15:15	15:15	15:15

※注1 下校時刻の予定は都合により変更になる場合があります。

※注2 下校予定時刻は、児童が学級で「さようなら」をする見込みの時刻です。

※注3 下校遅刻が普段と異なるところは青字になっています。

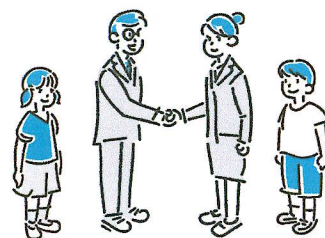
保護者・地域住民の皆様へ

学校とのより良い関係構築にご協力ください



令和8年10月1日から「カスタマーハラスメント」防止措置が
学校設置者を含む事業主の義務となります。

厚生労働省の「カスタマーハラスメント防止指針」を踏まえ、
**「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための
ガイドライン」**を作成しました。



社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望の中には、学校だけでは対応が困難で、教職員の就業環境が害されるような社会通念上許容される範囲を超えた過剰な要求や苦情などもあります。
こうした**「社会通念上許容される範囲を超えた言動」**に対して、学校設置者は措置を講ずる必要があります。

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

- ・ そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求
- ・ 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- ・ 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・ 相当性を欠く賠償要求
- ・ 威圧的な言動
- ・ 継続的、執拗な言動
- ・ 拘束的な言動



※社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、当該言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、当該言動の行為者との関係性などに着目し、総合的に考慮する必要があります。

学校設置者が 講ずべき措置

- ① 方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談体制の整備
- ③ 事案発生後の迅速かつ適切な対応
- ④ 対応の実効性を確保するために必要な措置
- ⑤ その他講ずべき措置（プライバシーの保護等）

学校と保護者・地域住民等 とのより良い関係構築のための ガイドライン

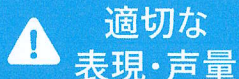


https://www.mext.go.jp/content/20260828-mxt_kyoikujinzai01-000006216_1.pdf

保護者・地域住民の皆様へのお願い

学校と保護者や地域住民等は、いずれも**児童生徒等一人一人の健やかな成長を支える共通の立場にあるパートナー**です。

保護者や地域住民の皆様におかれては、学校とのより良い関係構築への協力をお願いします。



適切な
表現・声量

怒鳴るなどの行動は
お控えください



適切な要求

学校ができないこともあることを
御理解ください



適切な時間内
の御相談

御相談は定時内に
過度に長時間の御相談は
お控えください



SNSでの
拡散

先生や子供を傷つける
SNS投稿はお控えください